

御船町職員措置請求書

御船町長山本孝二に関する措置請求の要旨

一 請求の要旨

平成 23 年 1 月 31 日に、御船町長山本孝二が国に返還した、農林水産省の地域バイオマス利活用交付金、金 292,793,000 円について、監査、調査し、責任の所在を明らかにし、執行責任者である御船町長山本孝二に対して、御船町に支払いを請求する事を求める。

補助金交付及び返還の経緯概略

平成 21 年

- 1 月 13 日 御船竹資源開発(株)から町へ補助金概算払請求
- 1 月 14 日 町から国へ交付金概算払請求
- 1 月 27 日 国から町へ金 200,000,000 円交付
- 2 月 10 日 町から御船竹資源開発(株)へ金 200,000,000 円交付
- 3 月 19 日 御船竹資源開発(株)から町へ補助金減額申請
- 3 月 23 日 町から国へ交付金変更承認申請
- 3 月 30 日 国から町へ交付金変更決定通知
- 3 月 31 日 町から御船竹資源開発(株)へ補助金減額交付決定通知
- 4 月 3 日 御船竹資源開発(株)から町へ実績報告書提出
- 4 月 6 日 町から国へ実績報告書を提出
- 4 月 21 日 国から町へ交付金確定通知
- 4 月 23 日 国から町へ金 92,793,000 円交付
- 5 月 22 日 御船竹資源開発(株)から町へ補助金請求
- 5 月 29 日 町から御船竹資源開発(株)へ金 92,793,000 円交付

平成 22 年

- 2 月 9 日 御船竹資源開発(株)より補助事業中止と補助金返還の申出
- 2 月 18 日 町から国へ事業実施計画の変更（中止）申請
- 3 月 5 日 国が事業実施計画中止了承
- 3 月 17 日 町から御船竹資源開発(株)へ補助金返還通知
- 4 月 7 日 町から国へ金 292,793,000 円の交付金を返還する補正予算案否決
- 11 月 29 日 町から国へ金 292,793,000 円の交付金を返還する補正予算案成立

平成 23 年

- 1 月 31 日 町から国へ金 292,793,000 円の交付金返還
- * 町が御船竹資源開発(株)に交付した補助金額は合計金 292,793,000 円
- * 御船竹資源開発(株)が町に返還した補助金額は無し。
- * 町が国に返還した交付金額は金 292,793,000

補助金交付の不当性

御船町が計画主体であり、御船竹資源開発㈱が事業主体である竹バイオマス事業に対し、下記の通り、適切な審査、調査、確認及び指導等を欠いたまま補助金事業として受理し、交付金を申請し、御船竹資源開発㈱に対して補助金支出を行ったことは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、地域バイオマス利活用交付金実施要領・実施要綱、御船町補助金交付規則、農林水産省からの通達 20 農援第 1148 号等に照らし合わせても不当、違法、怠る事実がある手続きと交付といえる。

- ① 御船竹資源開発㈱は会社設立当初より会社独自の事務所、電話、従業員、土地、工場建物等も無く、資本金は、登記時において事業計画の約半分しか調達できていない。御船竹資源開発㈱の事業計画は、事業資金を補助金と融資に頼ったもので、自己資金を一切保持していなかった。このような状態にある御船竹資源開発㈱に対し、日本政策金融公庫等との融資協議の中で、融資が実行される確証がない事を知りながら 2 億円の補助金を支払っている。
- ② 日本政策金融公庫より正式に融資を断われ、市中金融機関からも融資を断われ、御船竹資源開発㈱に出資している会社の代表取締役が提出した融資確約書で確約されたと言う融資も行われず、金融機関等からの融資確約もなく、資本金が計画当初の約 1 割、610 万円にまで減少していたにもかかわらず、御船竹資源開発㈱に対し補助金 92,793,000 円を支払っている。
- ③ 事業計画書の中に虚偽及び不確実な記載部分が多々あり、事業計画が実行できる根拠、及び能力を裏付ける書類等も添付されていない。加えて、補助金申請、補助金変更承認申請、補助金受け取りにかかる書類の中に虚偽及び不確実な記載部分が多々あるにもかかわらず必要な審査、調査、指導をせず、又、補助金交付の根拠となる町独自の交付要綱等を定めないまま、補助事業として受理、申請し、御船竹資源開発㈱に対し補助金計 292,793,000 円を支払っている。

町に与えた損害

この補助金交付を受けた後も、御船竹資源開発㈱は事業を開始できず、平成 22 年 2 月 9 日付けで、補助事業の中止を申し出る事態に至った。御船竹資源開発㈱は、補助金返還を申し出るも期限内に返還せず、町は御船竹資源開発㈱から補助金の返還を一切受けぬまま平成 23 年 1 月 31 日、町は国に対して、金 292,793,000 円を支出し、町に多大な損害を与えた。

よって、平成 23 年 1 月 31 日、御船町長山本孝二が国に対して返還した金 292,793,000 円について、監査、調査し、責任の所在を明らかにし、執行責任者である御船町長山本孝二に対して、御船町への支払いを請求する事を求める。

二 請求人

(別紙の通り)

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

平成23年 2月 15日

御船町監査委員宛

事実証明書

① についての事実証明書

- (1) 百条委員会最終報告書
- (2) 百条委員会会議録
- (3) 百条委員会資料（竹バイオマス事業年表、御船竹資源開発㈱関連図、百条委員会記録提出先、内容及び結果）
- (4) 住民監査請求報告
- (5) 事業実施計画中止に関する書類
- (6) 補助金支払いに関する書類
- (7) 町議会議事録及び全員協議会会議録

証明書が証明しようとする事実

- * 御船竹資源開発㈱が当初から会社独自の事務所、従業員、電話、土地、工場等建物がなかった事実を把握しながらも、補助金 2 億円を御船竹資源開発㈱に対し支払った事実。
- * 御船竹資源開発㈱が当初より事業資金に充てるべき自己資金を一切保持しておらず、事業資金に充てる自己資金確保は、今後の融資に頼っている事実を認識しながらも、自己資金がないまま補助金 2 億円を御船竹資源開発㈱に対し支払った事実。
- * 御船竹資源開発㈱が、資本金を計画時（6,600 万円）の約半分（3,310 万円）しか集める事が出来なかった事実を把握しながらも、補助金 2 億円を御船竹資源開発㈱に対し支払った事実。
- * 企画財政課長が議会で「日本政策金融公庫との話し合いの時点で、融資が難しいとの感触はあった」と答弁し、日本政策金融公庫が融資を正式に断わる 6 日前に、補助金が町から御船竹資源開発㈱に対して支払われるなど、日本政策金融公庫から融資の確証を得ていないばかりか、融資が実行されない懸念を持ちながら補助金 2 億円を御船竹資源開発㈱に対し支払った事実。
- * 市中金融機関からの融資は、日本政策金融公庫との協調融資という条件で相談が進められ、日本政策金融公庫の融資が断われた場合、市中金融機関も融資を行わないことを十分に知り得ながら、補助金 2 億円を御船竹資源開発㈱に対し支払った事実。

② についての事実証明書

- (1) 百条委員会報告書
- (2) 住民監査請求報告
- (3) 百条委員会会議録
- (4) 百条委員会資料（竹バイオマス事業年表、御船竹資源開発㈱相関図、百条委員会記録提出先、内容及び結果）
- (5) 事業実施計画中止に関する書類
- (6) 仁田脇氏提出融資確約書
- (7) 補助金支払いに関する書類
- (8) 町議会議事録及び全員協議会会議録

証明書が証明しようとする事実

- * 日本政策金融公庫から、「計画の妥当性に疑問がある。再度融資に関する協議があった場合でも融資に応じる事は難しい」などとして、融資を正式に断られていたにもかかわらず、補助金 92,793,000 円を御船竹資源開発㈱に対し支払った事実。
- * 市中金融機関から、日本政策金融公庫との協調融資でなければ融資は出来ないとして、正式な融資申込み以前に融資を断わられていながら補助金 92,793,000 円を御船竹資源開発㈱に対し支払った事実。
- * 平成 21 年 3 月から 4 月にわたり 2 回、仁田脇氏個人名の融資確約書なるものが町に届けられ、町担当職員が 5 回、宮崎の仁田脇氏の元へ融資確認にむかったが、確約されたと言う融資を一切受けることが出来なかったことを確認しながら、補助金 92,793,000 円を御船竹資源開発㈱に対し支払った事実。
- * その他、金融機関等から融資の確約が無いにもかかわらず、補助金 92,793,000 円を御船竹資源開発㈱に対し支払った事実。
- * 御船竹資源開発の資本金が 3,310 万円から 610 万円に減少しているにもかかわらず、補助金 92,793,000 円を御船竹資源開発㈱に対し支払った事実。

③ についての事実証明書

- (1) 百条委員会報告書
- (2) 住民監査請求報告
- (3) 百条委員会会議録
- (4) 百条委員会資料（竹バイオマス事業年表、御船竹資源開発㈱相関図、百条委員会記録提出先、内容及び結果）
- (5) バイオマス等未活用エネルギー調査検討委員会議事録
- (6) 地域バイオマス利活用交付金事業申請にかかる書類
- (7) 事業実施計画中止に関する書類
- (8) 補助金支払いに関する書類
- (9) 農政局開示書類
- (10) 農林水産省からの通達 20 農援第 1148 号
- (11) 町議会議事録及び全員協議会会議録
- (12) 議会広報あおぞら抜粋
- (13) バイオマスタウン構想策定関係書類
- (14) 御船町バイオマスタウン構想書
- (15) 熊本県民有林資源調査書、年齢別林種樹種別森林資源構成表（御船町分）
- (16) 御船町バイオマス等未活用エネルギー事業調査事業経緯に関する書類
- (17) 御船町バイオマス等未活用エネルギー事業調査事業報告書

証明書が証明しようとする事実

- * 御船竹資源開発㈱が提出した事業実施計画に対して、必要な審査、調査を行わず、又、事業実施の確実性及び事業計画実行能力の裏づけとなる書類等が添付されていないにもかかわらず、補助事業認可、及び補助金申請、補助金支出を行っている事実。
- * 補助金を御船竹資源開発㈱に交付する根拠となる、町独自の交付要綱等を定めることなく、補助金支出を行っている事実。
- * 御船竹資源開発㈱の資本金が計画当初の 6,610 万円に対し、3,310 万円に減少して登記されているのを知りながら必要な指導、改善を求めることなく、補助事業認可、及び補助金申請、補助金支出を行っている事実。
- * 御船竹資源開発㈱は法律で定められた特定目的会社(SPC)ではないにもかかわらず、必要な審査、調査を行わず、特定目的会社(SPC)であるとして補助事業認可、及び補助金申請、補助金支出を行っている事実。
- * 御船竹資源開発㈱事業実施計画書の中に、事業から撤退した宇部テクノエンジが資本参加すると宇部テクノエンジに無断で記載されていたにもかかわらず、必要な確認、指導、改善を求めることなくをせず、補助事業認可、及び補助金申請、補助金支出を行っている事実。
- * 宇部テクノエンジが行うとされた焚バイオマスボイラー事業に関して、宇部テ

クノエンジが事業に参加しないため出来なくなったにもかかわらず、事業実施計画書、及び補助金申請にかかる書類に事業を行うかのごとく記載し、補助事業認可、及び補助金申請、補助金支出を行っている事実。

- * 宇部テクノエンジに関してはその後事業に参加予定であるとしているが、必要な事実確認もないまま、補助事業認可、及び補助金申請、補助金支出を行っている事実。
- * 事業実施計画書等で、実際は個人で出資しているものに対し、企業として出資しているという記載があるにもかかわらず、必要な指導、改善を求めることなく補助事業認可、及び補助金申請、補助金支出を行っている事実。
- * 御船竹資源開発㈱は、持続的製品販売に関する有効な契約書、確約書、覚書等がないにもかかわらず、必要な指導、改善を求めることなく、補助事業認可、及び補助金申請、補助金支出を行っている事実。
- * 御船竹資源開発㈱は、事業計画作成時、及び補助金申請にあたり、正確な竹バイオマス賦存量算定の上で欠かす事の出来ない竹林面積の現状を調査しておらず、過去のデータを流用し、地域バイオマス利活用交付金の要件である、未活用バイオマス 40%以上の利用の根拠が定かではないにもかかわらず、必要な指導、改善を求めることなく補助事業認可、及び補助金申請を行っている事実。
- * 実績報告書の中で、調達できていない事業資金を、その他の資金として計上しているなど、不透明な部分が多々あるにもかかわらず、必要な調査、指導、改善を求めることなく補助事業認可、及び補助金申請、補助金支出を行っている事実。
- * 御船竹資源開発㈱から提出された補助金変更承認申請書の中の「変更の理由及び内容」について、根拠となる書類等の添付がないにもかかわらず、必要な審査、指導、改善を求めることなく補助金変更承認申請受理し、国に対してもそのまま補助金変更承認申請を行っている事実。
- * バイオマスタウン構想策定、及びバイオマス等未活用エネルギー事業調査事業が、御船竹資源開発㈱の行う竹バイオマス事業のために行われている事実。